

商品説明書

(平成25年3月18日現在)

1. 商品名	・ 自由金利型定期預金 (愛称) 大口定期
2. 期間	・ この預金には、払戻に関する期間の定め(満期日)があります。 ①お預入れ日から次の定型期間が経過した応当日を、満期日として指定することができます。 … 1カ月、2カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 ②また、お預入れ日から1カ月超10年未満の任意の日(ただし、上記①に該当する日を除きます。)を、満期日に指定することができます。 ・ 上記①の定型期間によって満期日を指定した場合は、自動継続の取扱により、前回と同一の定型期間単位で満期日を順延することができます。
3. ご利用可能な方	・ 個人および法人のお客さま
4. お預入れ方法	・ 当行の国内本支店窓口で、1,000万円以上1円単位でお預入れできます。
5. 払戻方法	・ 当行の国内本支店窓口(原則として、その定期預金をお預け入れいただいている取引店に限ります。)で、満期日以後に元金と利息を払戻します。 ・ 事前に自動解約とその解約代金の入金口座の指定をいただくことで、満期日に元金と利息を指定の口座に自動的に入金する取扱も可能です。なお、その定期預金が総合口座取引の担保となっている場合には、その解約代金の入金口座は、総合口座普通預金に限定されます。
6. 利息 (1)適用金利	・ お預入れ時の約定利率を、満期日まで適用します(固定金利)。自動継続時には、原則として、当行の国内本支店の店頭に表示するこの定期預金の利率を、適用します。 ・ 満期日前の解約時には、後記11に記載するルールにしたがって計算された利率を適用します。 ・ 満期日(自動継続する場合を除きます。)を過ぎてから解約するときは、満期日から解約日までの利率については、解約日の普通預金利率を適用します。
(2)利息支払	・ お預入れ期間2年未満の場合の利息は、満期日(入金口座の解約等により満期日以後となることもあります。)に一括して支払います。 ・ お預入れ期間2年以上の場合の利息は、中間利払日(「お預入れ日」から「満期日の1年前の応当日」までの間に到来する「お預入れ日の1年毎の応当日」と、満期日(入金口座の解約等により満期日以後となることもあります。)に、分割して支払います。 ・ 中間利払日に支払う利息(中間払利息)は、対象となる経過日数について、中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨)によって支払います。
(3)計算方法	・ 付利単位を1円として、1年を365日とする日数計算をもとに、利息を計算します。
(4)課税	・ 個人のお客さまは分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%(※))、法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。 (※)復興特別所得税が付加されております。 ・ お預入れ金額が1,000万円以上のため、マル優の対象外です。

7. 手数料	_____
8. 付加できる特約事項 (1) 総合口座取引 (2) お利息先取りサービス <個人の場合> ① 一般コース ② 特定日コース <法人の場合> ① 一般コース ② 特定日コース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のお客さまの場合、自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越(当座貸越といいます。)を利用することができます。 なお、貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。 ・ お預入れ時に「お利息先取りサービス」を、次のパターンからお選びいただけます。 ・ お預入れ期間 1年以上10年以下のもの(自動継続のうち利払式のもの、またはおよび満期日に自動解約するものに限ります。)については、中間払利息の支払期間を1カ月毎、2カ月毎、3カ月毎、4カ月毎、6カ月毎の中から選択することができます。 ※10億円以上で、かつ満期日に自動解約するものについては、お預入れ期間が2カ月以上についてもこの指定が可能です。 ・ お預入れ期間 1年以上10年以下のもの(満期日に自動解約するものに限ります。)については、1年のうち任意の1日を選び、毎年その応当日に中間払利息を受け取る指定をすることができます。 ※10億円以上で、かつ満期日に自動解約するものについては、お預入れ期間が1カ月以上のものについてもこの指定が可能です。 ・ 1件10億円以上で、満期日に自動解約するものに限ります。 ・ お預入れ期間2カ月以上10年以下のものについては、中間払利息の支払期間を1カ月毎、2カ月毎、3カ月毎、4カ月毎、6カ月毎の中から選択することができます。 ・ お預入れ期間1カ月以上10年以下のものについては、年に1日(任意の日)を選び、毎年その応当日に中間払利息を受け取る指定をすることができます。 ・ なお、お利息先取りサービスにおける中間払利息は、「お預入れ日または前回の中間利払日」から「その中間利払日の前日」までの日数について、中間利払利率(約定利率×100%)によって計算して支払います。
9. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。
10. 元本欠損リスクと要因	_____
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合には、約定したお預入れ期間に対する実際のお預入れ期間の長さに対応した方法によって利息を計算し、元金とともに払戻します。 (1) お預入れ日から6カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびCのうち、最も低い利率を適用します。 <ul style="list-style-type: none"> A : 解約日における普通預金の利率 B : 約定利率×70% C : 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率}(\ast) - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ・ BおよびCの算式により計算した小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式によって計算した利率が0%を下回るときは0%とします。

<p>11. 権利行使上の制限・中途解約の制限 (つづき)</p>	<p>(2) お預入れ日から6カ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率を適用します。</p> <p>A : 約定利率×70%</p> <p>B : 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率}(\ast) - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。</p> <p>* 基準利率とは、解約日に解約する元金を通帳または証書に記載している満期日まで新たに預入するとした場合に適用される標準的な利率(満期日までの期間が1カ月未満の場合は、1カ月間預入するとした場合に適用される標準的な利率)を基準として、所定の方法により決定される利率をいいます。</p> <p>【ご注意】 中途解約の際に、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、中途解約利息以上に支払われた金額を定期預金元金から清算させていただきますので、あらかじめご了承ください。</p>
<p>12. 想定されるリスク</p>	<p>_____</p>
<p>13. 当行の契約する指定紛争解決機関</p>	<p>・当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いにつきまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。</p> <p>《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
<p>14. その他の説明事項</p>	<p>・金利については、窓口までお問い合わせください。</p>